

文部時報

第五百九十三號

目次

卷頭 (明治天皇御製三首).....	安井英二.....
國民心身鍛鍊運動に就て.....	文部大臣
帝國藝術院と教學局に就て	安井文部大臣談.....
帝國藝術院の創設に關して.....	教學局.....
教學局の設置に就て.....	中等學校國語漢文新教授.....
要目の趣旨(二).....	東京高等師範學校教授 玉井幸助.....
電波と其應用に就て.....	明治專門學校 教授工學博士 安宅彦三郎.....
「掛」の話.....	東京高等工藝學校教授 福本福三.....

特色ある中等學校の施設

卒業生の指導に就て.....

東京府立化學工業學校長 宇野三郎.....四一

最近に於ける外國の學校を觀て.....

田園學寮 (Landerziehungsheim)..... 文部省在外研究員 第六高等學校教授 古川尙雄.....四四

統計

昭和十二年度地方費豫算(七).....

文部大臣官房文書課.....五一

勅令..... 勅令第三百四十六號(文部省官制中改正)——同第三百四十七號(教學局官制)——同第三百四十八號(高等官官等俸給令中改正)——同第三百四十九號(奏任文官特別任用令中改正)——同第三百五十號(官立工業大學官制中改正).....

省令..... 文部省令第二十七號(傳染病研究所痘苗血清等販賣規程中改正)..... 同(文部大臣官房文書課事務分掌規程中改正).....

訓令..... 文部省訓令(文部省分課規程中改正)..... 同(文部大臣官房文書課事務分掌規程中改正).....

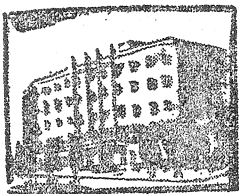
告示..... 文部省告示第三百八十三號(國寶所有者變更認可)——同第二百八十四號(教學局位置指定)——同第二百八十五號(青年學校學籍簿様式中改正)——同第二百八十六號(青年學校手帳様式中改正)——同第二百八十七號(師範學校中學校高等女學校教員無試驗檢定取扱許可學校中追加)——同第二百八十八號(國費指定)——同第二百八十九號(同上)——同第二百九十號(重要美術品等認定物件讓渡)——同第二百九十一號(師範學校中學校高等女學校教員無試驗檢定取扱許可學校中改正).....

敍任及辭令(自昭和十二年七月二十一日至同三十一年日公表ノ分等).....

彙報..... 第七回世界教育會議ノ日程ト役員——講師囑託——學位授與——帝國學士院總會及部會——檢定教科用圖書——帝國圖書館閱覽人員等——音聲機レコード推薦——歸朝——退職——免職——死去.....

地方學事消息

七九



帝國藝術院と教學局に就いて

(帝國藝術院と教學局は本年度に於ける文部省の施設中較素なものである。左に安井文部大臣の談話と教學局の發表を掲げて設置の趣旨を明かにする)

帝國藝術院の創設に關して

安井文部大臣談

凡そ、一國藝術の發達は、その國文運の隆替と緊密なる關係を有し、國民の風尚と生活とに大なる影響を及ぼすものである。

從來、藝術の獎勵に關する政府の施設は、不充分であつて、唯帝國藝術院の設置せらるるあつて、久しく美術の發達に力を盡し貢獻する所大なるものがあつたのであるが、文藝・音樂其の他に就いては、未だ機關の設けらるるものなく、誠に遺憾なる状態にあつた。

長くも 皇室に於かせられては、夙に我が國文運の向上に御意を留めさせられ、學術の獎勵、美術の發達等に關し有難き思召を拜し來つたのであるが、先般文化勳章を御制定あらせられ、汎く科學並に藝術に關し勳績卓絶せるものを顕彰させ給ふに至つたのであつて、宏大なる 歡慮の程まことに恐懼に堪へざる所である。茲に、政府は帝國藝術院の設置により、美術を始め藝術の諸分野に亘つて識見閱歴卓越する者を會員に推し、その名譽を顯すと共に、藝術の發達に關する重要な事項の審議其の他の事に當らしめ、以て我が國藝術の發達に寄與する所あらんとする次第である。

惟ふに、一國藝術の發達は、一面に於て廣く諸外國の藝術を輸入して、よく長を採り、豊富なる發展を圖るは最も必要とする所であるが、而も他面に於てはよく獨自の精神と方法

とを維持發展せしめ獨特の藝術の創造を圖ることは一日も忘るべからざる重要な點である、即ち模倣を戒め創造を勵むるの精神を以て朝野協力して我が國藝術の眞の發達の爲めに盡さんことを期する考である。(談話要旨)

教學局の設置に就いて

敎 學 局

去る七月二十一日の官報を以て敎學局官制が公布せられ、從來の思想局が廢止せらるると共に、國體の本義に基く敎學の刷新振興に關する事務を掌る爲に新に敎學局の設置を見るに至つたのであります。

昭和三年十月に専ら學生生徒の思想上の調査、指導及監督に當るべき機關として文部省専門學務局の中に學生課が設けられたのであります。その後時勢の必要に鑑み昭和四年七月學生課を獨立せしめて學生部となし、更に昭和九年六月之を擴大して思想局と改め、その都度組織を擴張充實して思想上の調査、指導及監督に愈々遺憾なきを期し來つたのであります。然るに、思想問題は時勢の進運に伴つて益々複雑多岐

となると共に、單に思想問題に對する調査、指導及監督に止らず、更に進んで本來の目的たる國體の本義を闡明し、日本精神を發揚し、且つ國體、日本精神を基として我が國本來の敎學の精神を反省し、一方敎學の現状を仔細に検討すると同時に、他方國體の本義に基いて現下敎學の刷新と振興とに主力を注ぐことが喫緊の要務であると痛感せられるに至つたのであります。即ち、問題はここに根本的な研究と對策とを必要とするといふ方向に進展し來つたのであります。

かかる情勢に對して、文部省は昭和十年十一月敎學刷新評議會を設置し、委員約六十名を任命委嘱し、「我が國敎學の現状に鑑み其の刷新振興を圖るの方策如何」といふ諮問を提出したのであります。同評議會はその後約一ケ年に亘つて慎重に審議を重ね、翌十一年十月に至つて敎學刷新に關する答申及び建議を可決したのであります。この答申は極めて多方面に亘つて述べられて居りますが、その中の重要な項目として第一に敎學刷新の中心機關を設置すべきことが強調せられてゐるのは注意を要すべきことであります。即ち、

現下の時勢に鑑み、敎學刷新の實を擧ぐるためには、一層敎學の精神・内容を重視し、國體・日本精神に基く敎育的學問的涵養創造のために力を用ひ、又これを本として十分

なる指導・監督をなすの必要あり。よつて政府は文部大臣の管理の下に有力なる機關を設置し、特に我が國教學の根本精神の維持發展を圖り、又教學の刷新振興並に監督に關する重要事項を掌理せしめ、關係各方面との密接なる連絡の下に事業の遂行に當らしむべし。

なほ、國體・日本精神の眞義を闡明し、精神諸學の基礎的研究を行ひ、その確立發展を圖るため當該研究機關の整備を圖り、これをして十分權威あるものたらしめ、又有力なる參與機關を設け、學者教育者有識者並に關係官等を以てこれを組織し、以上の三機關をして一體となりて合成的効果を擧げしむべし。

と述べられて居ります。

今日教學の刷新振興は寔に焦眉の急務であると申さねばなりません、その實績を收めんが爲には先づその衝に當るべき有力なる機關が具體的に示されることが必要でありますので、ここに教學の刷新振興に關する行政上の有力なる中心機關を設置し、これと整備された研究機關、有力なる參與機關とが一體となつて合成的効果を擧げることが當面の問題として極めて肝要であると力説せられてゐるのであつて、政府も亦答申のこの條項を極めて適切にして又緊急を要するものと

といふやうな廣汎にして又内容的なる問題に對して十分にその機能を發揮し効果を收めることは寔に困難であるのであります、國體の本義に基く教學の刷新振興を圖るべき中心機關として教學局が文部省の外局としてその設置を見るに到つたのであります。

教學局の組織に關しては、企畫、指導の二部及庶務課が設置せられ、又別に關係各廳勅任官及學識經驗ある者の中より參與を任命して局務に參與せしめ官民一致して教學刷新の實績を擧げることと努めたいと考へて居ります。而して、企畫部には企畫、思想の二課、指導部には指導、普及の二課が夫々設けられ庶務課に於て庶務、會計に關する事務が行はれる外、教學局の執掌する事務を具體的に列擧すれば大體次の如くであります。即ち。

- 一、現下の教育學問の刷新振興に關する諸種の調査研究をなし種々の方策を樹立してその實行に當ること
- 一、教學の刷新振興の立場から學校及社會教育團體等の調査、指導及監督を十全ならしめること
- 一、學問の刷新改善を圖るため適當なる施設を設けその刷新の實を擧げること

一、小學校、中等學校、高等學校、專門學校等の教員に對

帝國藝術院と教學局に就いて

認め、教學局が設置せられることとなつたのであります。

本來、我が國の教育學問は源を國體に發し、日本精神を以て核心となし、これを基として不斷に創造發展を遂げ以て皇運隆昌の爲に竭すことをその本務となすべきであるといふことは言ふまでもないのであります、明治初年以來歐米文化を無批判的に輸入し、模倣追隨に趨つた結果として、現下我が國の思想、教育及學問の狀勢を觀るに、一般思想運動は近年漸く平靜に歸したやうであります、裏面には尙相當注意を要すべきものの存することが認められると共に、學問、教育の分野に於ても西洋の個人主義、唯物論及之に胚胎する思想、文化の影響が尙未だ根柢に深く殘存してゐる諸方面に種々の弊害を齎してゐることが認められるのであります。依つて、この際教學の刷新振興を圖り日本精神を各方面に具體化することは、現下の思想、教育及學問の狀況に鑑み眞に時弊匡救の根本問題であり、且つ焦眉の急を要する重要な問題であると言はねばなりません。然るに、從來極左、極右の思想運動を對象とし、學校及社會教育團體等に於ける思想上の調査、指導及監督を主たる任務として來た思想局の組織を以てしては、上に述べた如き諸弊害を是正し、我が國體の本義に基いて教學の内容を刷新し、我が國教學の根本精神の發展を圖る

- 一、講習を行ひ、國體の本義に基く再教育を施すこと
- 一、思想運動に關する調査をなし又之に基いて思想問題に對する對策に遺憾なきを期すこと
- 一、學者、教育者の著書出版物の内容を常に調査し、優良なる研究に對しては之を推薦その他の方法を講じて奨勵すること

一、指導的パンフレットを印刷頒布して教學の刷新に資すること

一、學問、文化の紹介、普及を圖ること

等がそれであつて、要するに、教學局は國體の本義に基く教學の刷新振興に關する事務を掌るといふことになるのであります。勿論、文部省各學務局及社會教育局等も究極するところ教學の刷新振興を期するものであることは言ふまでもないことで、之が爲從來努力致してゐるのであります、各局は教育、學藝に關する極めて廣汎なる日常の行政事務の處理に従事して居るので、現下最も重要な國體の本義に基く教學の刷新振興に關する事務を掌る爲に別に之が有力なる機關として教學局が設置されたのであります。併し、本省内部の各局課とは常に緊密なる連絡を保ち、克く協調を圖り眞に教學刷新の効果を擧げるに努むべきは言ふまでもありません。

而して、教學局が上記の目的を達成する爲には、別に有力なる研究機關があつて、國體、日本精神の眞義を闡明し、精神諸學等の基礎的研究をなす必要があり、この研究に基いて教育行政上に我が國教學の根本精神の維持發展を圖るといふことになるのであります。従來、この種の研究機關としては國民精神文化研究所があり、同研究所は國民精神文化に關する學問的研究を掌ることを主とし之に基き研究的指導並に普及を掌つて居るのであります。この國民精神文化研究所と教學局、並に前述した參與機關とが三位一體となつて合成的

効果を擧げることが、教學刷新の實效を收める上に極めて肝要なことであると同時に、前に引用した教學刷新評議會の答申に答へる所以でもあると思ひます。

最後に一言致したいことは、教學の刷新振興を圖ることが獨り教育學問の爲に必要であるのみならず、實に政治經濟産業等の諸方面に亘つて之が刷新の根基を確立せんとするものであるといふことであつて、思をここに致す時、教學局の任務は實に重且つ大なることを切に感じますと共に、朝野各方面の理解と協力を望んで止まない次第であります。



文部時報刊行計畫摘要

一 目的 本省行政ニ關スル法令並ニ諸般ノ施設事項ヲ周知セシムルト共ニ所管ノ行政及教育機關等ノ聯絡提携ニ便ナラシムルヲ以テ目的トス

二 内容 本時報登載事項ノ大要左ノ如シ

詔書	勅令	閣議	省令	法律
訓令	告示	指令(例規トナ)	通牒(例規トナリ又ハ一般ノ場合ニシテ)	諭令
訓示	指令(ルモトナ)	質疑應答(本省ヨリ公文ニテ)	復命書及報告書	
法令解説	表	研究調查	統計	
任免、陞叙、敘位、敘勳	公	告	寫	眞
講演、講話、談話	事	公	告	眞

三 編纂 文部時報編纂ノ爲ニ編纂委員長並ニ編纂委員若干名ヲ置ク
編纂委員長ハ文書課長ヲ以テ之ニ充テ編纂委員ハ文書課員中ヨリ之ヲ命ズ

必要アルトキハ審査委員ノ意見ヲ求ムルコトアルベシ
資料蒐集ノ爲省内外各局課ニ文部時報報告委員ヲ置ク
文部時報報告委員ハ各部局課ノ理事官、屬囑託等ヲ以テ之ニ充ツ
必要ニ應ジ直轄各部、各府縣其ノ他ヨリ資料ヲ求ムルコトヲ得

四 發行 本時報ハ菊版、每號約六十四頁、定價貳拾錢ヲ標準トシ毎月三回一ノ日ヲ發行期日トス

部	金貳拾錢	送料共
一ヶ月	金六拾錢	送料共
六ヶ月	金參圓六拾錢	送料共
一ケ年	金七圓貳拾錢	送料共

●臨時増刊又は増大號發行の節は別に代金申受けます
●御註文は總て前金に願ひます前金切れの場合は送本いたしません

廣告料は一頁五拾圓、二分ノ一頁參拾圓、四分ノ一頁拾八圓とす
掲載頁數は壹部毎に拾參頁を越ゆることを得ず
右文部省の御指定に依つたものとす

昭和十二年八月九日印刷納本
昭和十二年八月十一日發行(第五九三號)

東京市麹町區土手三番町十三番地
發行所 大谷仁兵衛

東京市牛込區西五軒町五十二番地
印刷所 行政學會印刷所第二工場
電話牛込二九九六番

東京市京橋區銀座西七丁目一番地
發行所 帝國地方行政學會
電話銀座六六〇、六六一、六六二、六六三番
振替貯金口座東京十三番